



Vol.212

トクちゃん新聞

12月号

年末 高校の同級生と
38年ぶりに会います！

令和7年12月18日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054
大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階
tel: 06-6809-2205
fax: 06-6809-2206
URL: <https://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



◆うちも やってみよう！

徳野



弊社創業は2001年なのですが、その年に**税理士法が大改正されたことを皮切りに、会社法施行**もあり、もちろん毎年の税制改正もありと、仕事をする上でのルールは大きく動いてきました。ルール以外にも、情報機器・技術の進歩発展や労働人口減少、賃金水準の上昇等 経営環境も本当に大きく変わった25年間でした。中でも、**最近のAI技術の進歩**は、今後も含めて最も大きなインパクトを与えるものの1つとなりそうです。



AIは要約は得意とするところですので、まもなく発表される税制改正大綱を読ませてポイントを整理させたり、さらにそれをイラスト化させたりすることなどにも使えそうです。

打合せ時のお話を録音・文字起こししてAIに要約させる、ということを経営に取り入れたいと思いますが、このご説明をさせていただくとほとんどのお客様が「うちもやってみよう！」というお話となります。

税務や会計が弊社の本来業務ではありますが、AIの活用方法についてお客様にご紹介していくという役割も担っていくべきなのかなと、考えています。2026年はAI活用が仕事をする上での大きなポイントとなりそうです。みなさま、よい新年をお迎えください。

◆非居住者の基礎控除(令和7年分以降)

大熊



合計所得金額	基礎控除額	対象者
～ 132万円 以下	95万円	居住者のみ
132万円 超 ～ 336万円 以下	88万円	居住者のみ
336万円 超 ～ 489万円 以下	68万円	居住者のみ
489万円 超 ～ 655万円 以下	63万円	居住者のみ
655万円 超 ～ 2,350万円 以下	58万円	全員
2,350万円 超 ～ 2,400万円 以下	48万円	全員
2,400万円 超 ～ 2,450万円 以下	32万円	全員
2,450万円 超 ～ 2,500万円 以下	16万円	全員
2,500万円 超 ～	0万円	-

税制改正により、令和7年分以降の基礎控除額は左表の通りとなりました。(黄色が改正部分)

このうち、基礎控除額 58万円超 の部分については**居住者(国内に住所のある人等)**のみが対象となります。

つまり、**非居住者(外国に住所のある人等)**が適用できる基礎控除の最高額は、「95万円」ではなく「58万円」となります。

非居住者の方は年末調整の対象とならないため、主に確定申告で関連する改正内容と思われます。ご注意ください。

◆税務調査実績が公開されました

細川



先日、国税庁より法人税・所得税・消費税に関する税務調査等の実績が公表されました。追徴税額は**三税目合計で5,000億円**を超える規模となっています。**所得税は追徴税額1,431億円**で過去最高、また**法人(法人税・消費税の合計)は3,407億円**で直近10年で最高となりました。

法人への調査では重点課題として「**消費税還付法人**」「**海外取引法人**」「**無申告法人**」を掲げており、特に消費税還付法人については、制度悪用の観点からチェックが強まっていると実感しています。

個人事業主への調査では主な取組として「**富裕層**」「**海外投資**」「**インターネット取引**」「**無申告**」などを掲げています。富裕層・海外投資への調査では1件当たりの追徴税額が平均の3倍近い額となっています。

公表資料には、調査の事例や図表も掲載されています。近年の調査の「見られどころ」が掴みやすい内容です。関心がありましたらご覧ください。

出典: [令和6事務年度 法人税等の調査事績の概要 | 国税庁](#)
[令和6事務年度における所得税及び消費税調査等の状況 | 国税庁](#)



◆ 税務スケジュール(12月・1月)



1月5日(月)

- ・11月分 社会保険料の納付
- ・10月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・4月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・1月4月7月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

1月13日(火)

- ・12月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

1月20日(火)

- ・納期の特例
7月から12月分 源泉所得税の納付



確定申告資料のご準備をお願いいたします。
ご不明な点等ございましたら、担当者までお問い合わせください。

◆ AIで年末調整



最近では生成AIや自立型AIなど、よく耳にするようになりました。こうした中で、生成AIや自立型AIを導入する企業も増えていますが、「AIを導入した企業の95%が十分な成果を得られていない」という報告も上がっているようです。

年末調整にもAIを導入している会社はありますが、「人がする業務の一部をAIに置き換える」だけで、効率化されるのは一部の工程だけにとどまっているのが現状です。原因としては「人の手前提」で構築された既存の業務設計にAIを後付けする構造にあるとされています。

先日、某社が人の手前提ではなく「AIが常に稼働していること」を前提とした「AI年末調整サービス」をリリースしニュースになっていました。AIと人の役割分担を明確化し、AIが定型処理を自動化、人は判断を要する例外対応に専念するなど、まだまだ人がする業務はありますが、AIの発展によって年末調整のあり方も変わってくるかもしれませんね。



◆ 経営支援クラウドbixid(ビサイド)特集 第五回～モニタリング機能(比較明細)～



今回は**推移表**からさらにドリルダウンして、前期との**増減要因**を把握するのに役立つ**比較明細**についてご紹介します！

右図で6月当期の厚生費が**446千円**と増えています。ここで**446**の数値上にマウスを置くと左図のボタンが表示され、**比較明細**をクリックすると下図に切り替わります。左が前期、右が当期で、当期は創立記念パーティがあったようです。

項目名		4月	5月	6月	7月	8月
厚生費	前期	116	118	118	118	123
	当期	118	113	446	118	123
進捗: 42.0%						

金額が大きい順に並ぶので、すぐに**増減要因**を調べることが出来るのがポイントです！
次回は経営分析ツール企業ドッグについてご紹介します！

6/28	創立記念パーティ飲食代 従業員相当分	借	327,273		
				32,727	現金
6/2	従業員用食材	借	8,583		
				858	現金
6/16	従業員用食材	借	6,381		
				638	現金
6/6	従業員用食材	借	5,668		
				453	現金
				1798	

※bixidは、株式会社YKプランニングさんの商標または登録商標です。

◆ スタッフより



女性だけの30分フィットネス、カーブス♪に通ってちょうど1年。がんばっているつもりですが、筋肉量も体重も1年前とほぼ同じ(泣)それでも、やってよかったし、おばあちゃんになるまで続けたいです。数値だけじゃない、いいことがたくさんあるからやと思います。

- ・行ったらやたらほめてくれる
 - ・肩こりがましになった
 - ・腰痛もなくなった
 - ・健診で運動してます！と言える
 - ・プロテインを飲みだして気分がいい
 - ・事務所の9階までの階段が前より楽な気がする
- いつか、キン肉マンになれるようにこれからもがんばります～



◆ クイズ



今回は、給与から徴収される個人の住民税についてのクイズです。

- Q) 住民税は毎年**4月**に変更される
- A) NO 毎年**6月**に変更されます。



住民税の額は、前年の所得によって決まります。給与所得者の方は、勤務先が年末調整の結果(給与支払報告書)を各市役所に提出していて、その情報によって住民税が決定されています。決定された住民税は、6月～翌年5月の給与から天引きされます。2025年分の「給与支払報告書」の提出期限は、2026年2月2日(月)です。